五　オンラインで講習を行う場合は、当該講習は、別表第四で定める基準に適合するものであること。

六　第一条第一項の表の二の項の課程に係る学科講習については、当該講習修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行い、各登録講習機関が定める修了基準を満たした者に対して学科講習を修了したものとすること。

七　第一条第一項の表の二の項の課程に係る実地講習を操縦シミュレーターで行う場合は、当該講習は、別表第五で定める基準に適合する操縦シミュレーターを用いて行われるものであること。

（登録講習機関管理者及び講師に対する研修）

第二条　講習機関省令第六条第四号の告示で定める登録講習機関管理者に対する研修の基準は、別表第六のとおりとする。

2　講習機関省令第六条第四号の告示で定める講師に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録講習機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録講習機関において受けなければならない研修は、別表第七（第六号を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格に係る登録講習機関の講師についての研修を併せて受ける場合には、同一の研修科目について、そのいずれか一方の研修の研修科目を省略することができる。

二　（略）

3　講習機関省令第六条第四号の告示で定める講師のうち、修了審査を行うことができる者（以下「修了審査員」という。）に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録講習機関は、修了審査員の候補者を選任し、当該者に対して、技能証明の区分に応じて、別表第七の基準に適合した研修を受けさせること。

二　登録講習機関は、別表第七第六号の研修を修了した者に対して、指定試験機関が発行する研修を修了したことを証する書類（次号において「審査員研修修了証明書」という。）を保持している者に限り、登録講習機関の修了審査員として選任すること。

三・四　（略）

別表第一　講習時間及び必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準（第一条第一項の表の一の項関係）

一　学科講習

必要履修科目	必要履修科目の履修方法	必要履修科目の教育時間（注）
（略）	（略）	
講習時間	（略）	
（略）		

五　オンラインで講習を行う場合は、当該講習は、別表第三で定める基準に適合するものであること。

（登録講習機関管理者及び講師に対する研修）

第二条　省令第六条第四号の告示で定める登録講習機関管理者に対する研修の基準は、別表第四のとおりとする。

2　省令第六条第四号の告示で定める講師に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録講習機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録講習機関において受けなければならない研修は、別表第五（第六号を除く。）に定める基準に適合するものであること。ただし、一等無人航空機操縦士及び二等無人航空機操縦士の資格に係る登録講習機関の講師についての研修を併せて受ける場合には、同一の研修科目について、そのいずれか一方の研修の研修科目を省略することができる。

二　（略）

3　省令第六条第四号の告示で定める講師のうち、修了審査を行うことができる者（以下「修了審査員」という。）に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録講習機関は、修了審査員の候補者を選任し、当該者に対して、無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の区分に応じて、別表第五の基準に適合した研修を受けさせること。

二　登録講習機関は、別表第五第六号の研修を修了した者に対して、指定試験機関が発行する研修を修了したことを証する書類（次号において「審査員研修修了証明書」という。）を保持している者に限り、登録講習機関の修了審査員として選任すること。

三・四　（略）

別表第一　必要履修科目並びに講習時間等の講習の内容及び講習の方法の基準

一　学科講習

必要履修科目	履修方法	時間数（注）
（略）	（略）	
合計	（略）	
（略）		